

事前確認書の注意点について

事前確認書の届出時期については、事業予定地として許認可等の有無を確認する段階で、事前確認書の提出を行い確認するものとする。なお、目的として事業者が新規の計画地選定段階での位置情報が分かることにより、不適切な計画地の把握を目的とした。

計画地が農地等である場合は、下記の順序で関係課に事前確認が必要である

※事前確認する場合は、事前確認書を提出（FAX）して問い合わせをすること。

※ 計画地番は全て記載すること

順序 【潁娃庁舎関係】

① 農業委員会農地係へ農地転用ができるか確認が必要



② 農政課農政係へ中山間直接支払制度区域の確認及び農振区域内外の確認及び除外ができるか確認が必要



③ 耕地林務課林務係へ森林法第5条地域森林計画の山林か確認が必要



④ 耕地林務課管理係へ多面的機能支払制度地区でないか確認が必要



⑤ 耕地林務課管理係及び耕地係へ畑地かんがい区域及び土地改良事業の受益地でないか確認が必要



耕地林務課は事前確認書を市民生活課へ送付する



市民生活課は事前確認書を関係課へ情報提供を行う



事業者はその他に下記の確認を事前協議前までに確認しておくこと

⑥ 文化財遺跡分布の範囲でないか確認が必要

鹿児島県立埋蔵文化財センターホームページにより遺跡分布地図により確認し提出用に計画地周辺の印刷を行う



遺跡分布地域内であった場合には、南九州市文化財課と協議が必要



⑦ 法定外公共物の払い下げ予定及び付け替え等がある場合には、国より譲渡がされているか確認が必要



⑧ 市道等への排水接続予定があれば事前に相談する



【川辺庁舎関係：市民生活課】

⑨ ヤンバルトサカヤスデまん延防止のため、発生地域でないか確認が必要
※現場周辺の住民に聞き取る方法又は現場確認もある



計画の概要が明らかになったら事前協議書の届出を行う